

平成 22 年度
長野市ごみ処理実施計画における
具体的施策ごとの実施計画（案）

長野市環境部生活環境課

目 次

1	処理計画期間	1
2	処理計画区域	1
3	重点項目	1
4	具体的施策ごとの実施計画	2
	(1) 環境施策推進	2
	4 小中学校等の環境学習の推進	
	5 地域や学校等との連携強化	
	6 長野市清掃センター見学機会の拡大	
	18 集団資源回収活動の環境学習等への活用	
	21 マイバッグ持参の推進	
	36 ながのエコ・サークルの普及促進	
	37 ながのエコ・サークル認定制度の見直し	
	42 市有施設における分別の徹底及び再資源化の推進	
	44 市有施設における再生品の利用促進	
	63 ながの環境パートナーシップ会議との連携強化	
	(2) ごみ処理企画調査	3
	19 家庭系一般廃棄物処理の有料化の導入	
	20 ごみ指定袋等の広告媒体としての活用の検討	
	38 ごみ処理搬入手数料の見直し	
	54 ごみ処理の効率化	
	59 処理困難物自主回収の要請	
	60 災害ごみ処理実施計画の策定	
	61 災害ごみ処理について周辺自治体との協定の締結	
	62 市民モニター制度の導入	
	(3) 不法投棄対策	5
	56 監視体制の充実	
	57 不法投棄されにくい環境づくりの推進	
	(4) 生ごみ減量対策・地域内循環促進	5
	11 生ごみの自家処理の推進	
	12 生ごみ減量アドバイザー等の育成	
	13 有機資源循環システムづくりの検討	
	43 学校給食等の生ごみの資源化	
	50 剪定枝等の資源化の検討	

(5) 資源回収推進	6
15 集団資源回収実施団体の支援	
16 古紙以外の品目の回収促進	
17 報奨金制度の見直し	
(6) 分別収集対策 家庭系	7
1 わかりやすい啓発活動の推進	
2 環境美化指導員 住民自治協議会等の研修会の実施	
3 家庭用ごみ減量マニュアルの作成	
7 地域等への出前講座の実施	
9 分別指導の徹底	
10 区長会・環境美化連合会 住民自治協議会等との連携強化	
14 「その他古紙」収集方法の検討	
23 容器包装等の店頭回収の拡大	
24 簡易包装の推進	
49 サンデーリサイクルの拠点増加の検討	
(7) 分別収集対策 事業系	8
25 減量計画書による計画的取り組みの促進	
26 多量排出事業所への立ち入り指導の実施	
27 自己処理責任による処理の徹底	
29 事業所用ごみ減量マニュアルの作成	
30 事業者からの相談対応の充実・情報提供	
31 優良事業者顕彰制度の検討	
32 事業系有機性廃棄物（事業系生ごみ）の資源化の促進	
33 事業所での紙類の可燃ごみへの混入防止策の検討	
34 機密文書再資源化への誘導	
35 オフィス町内会等での紙類の再資源化システム構築への誘導	
41 新たな資源化ルートの構築	
45 市内官公庁における分別の徹底及び再資源化の推進	
(8) ごみ集積所管理	10
55 環境美化に配慮したごみ集積所設置の支援	
(9) ごみ収集運搬	10
40 収集運搬業者の研修会の実施	
46 収集方法等の変更の検討	
47 高齢者等に対する収集体制の検討	
48 低公害な車両の導入	

(10) リサイクル啓発	10
8 リフレッシュプラザの利用拡大	
22 再使用・長期使用の推進	
(11) ごみ処理施設管理運営	11
28 搬入時の分別指導の強化	
39 搬入検査体制の強化	
51 安全で安定的な処理の継続実施	
52 環境調査の実施	
53 ごみ処理施設周辺環境整備	
58 処理困難物受け入れ体制の整備	

平成 22 年度 長野市ごみ処理実施計画（案）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 6 条第 1 項の規定により、長野市ごみ処理基本計画に基づき、平成 22 年度長野市ごみ処理実施計画を次のとおり定める。

1 処理計画期間

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日

2 処理計画区域

長野市の全域

3 重点項目

「家庭系可燃ごみの減量・再資源化」

対応する具体的施策

（ 1 ）環境施策の推進

・ 5 マイバッグ持参の推進

（ 4 ）生ごみ減量対策・地域内循環促進

・ 21 生ごみの自家処理の推進

・ 23 有機資源循環システムづくりの検討

（ 6 ）分別収集対策 家庭系

・ 29 わかりやすい啓発活動の推進

・ 33 分別指導の徹底

「不法投棄対策の強化」

対応する具体的施策

（ 3 ）不法投棄対策

・ 19 監視体制の充実

「事業系ごみの減量・再資源化」

（ 7 ）分別収集対策 事業系

・ 40 多量排出事業所への立ち入り指導の実施

・ 46 紙類の可燃ごみへの混入防止策の検討

・ 47 機密文書再資源化への誘導

（ 11 ）ごみ処理施設管理運営

・ 58 搬入時の分別指導の強化

・ 59 搬入検査体制の強化

4 具体的施策ごとの実施計画

(1) 環境施策推進

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
1	小中学校等の環境学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境学習教材等を有効活用し、小中学生を対象としたごみ学習会を実施する。 ・清掃センターの見学に併せて学習会を実施する。 ・学校と連携し、中学生に資料提供等を行うなど学習機会の拡大を図る。 	平成 18 年度にごみ学習用教材を作成し、更に積極的に小中学校等で学習会等を実施する。
2	地域や学校等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみ減量ガイドブック」等を活用した住民説明会（3年間で市内全 32 地区実施予定）や出前講座等、地域や学校等との連携によるごみ学習を推進する。 ・学校職員の環境教育指導者の資質向上のための研修講座を実施する。 ・学校版EMSの拡大を図る。 ・地域公民館等での環境学習講座に環境学習リーダーを紹介する。 	市全体でごみ学習が推進できるように、地域や学校等との更なる連携強化を図る。
3	長野市清掃センター見学機会の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センター見学の呼びかけを行うとともに、受入方法や見学内容等の検討を行い、更に見学機会の拡大を図る。 ・見学内容として資源化施設の太陽光発電について実施する。 	清掃センター見学の呼びかけを行うとともに、受け入れ方法や見学内容等の検討を行い、更に見学機会の拡大を図る。
4	集団資源回収活動の環境学習等への活用	<ul style="list-style-type: none"> ・新規団体登録受付時に、資源回収団体ネットワーク情報紙及び古紙リサイクル等のパンフレットを配布し、環境学習等に活用してもらう。 	平成 19 年度までに集団資源回収活動の場を環境学習等の場として活用する。
5 重点	マイバッグ持参の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ながの環境パートナーシップ会議等と協力して、マイバッグ持参運動協力店の拡大を図り、マイバッグ持参を推進する。 ・マイバッグ持参率 60%達成に向けて、ながの環境パートナーシップ会議と協力し、効果的な啓発活動を実施する。 	マイバッグ持参運動協力店の拡大を図るとともに、啓発活動に努め、更にマイバッグ持参の推進に努める。

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
6	ながのエコ・サークルの普及促進	<ul style="list-style-type: none"> ・ながのエコ・サークル認定事業所の事後確認調査を行い、認定ランクの維持や、上位ランクへの取組みを推進する。 ・広報媒体等を活用し、ながのエコ・サークル認定制度の普及を図る。 	様々な広報媒体を利用して、ながのエコ・サークルを周知するとともに、普及促進に努める。
7	ながのエコ・サークル認定制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・環境を取り巻く情勢の変化に対応した認定基準等の在り方について研究する。 	平成 20 年度までにながのエコ・サークル認定基準や事後調査の実施等の認定制度を見直す。
8	市有施設における分別の徹底及び再資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・市有施設におけるごみの排出、資源化の状況を検証し、更なる分別の徹底、減量を推進する。 	より実践的な分別についての研修会を実施するなど、分別の徹底を図り、更なるごみの減量・資源化を図る。
9	市有施設における再生品の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・職場環境美化推進委員会においてグリーン購入について周知する。 	市有施設における再生品やグリーン購入法適合商品の利用率向上を図る。
10	ながの環境パートナーシップ会議との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ながの環境パートナーシップ会議に参画し、連携強化を図るとともに、同会議の年間事業計画に基づき、ごみ減量や再資源化の推進に係る施策を推進する。 ・「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」の締結事業者の拡大を図り、使用削減に対する事業者の理解・協力を得るとともに、市民への周知・協力を呼びかける。 	・ながの環境パートナーシップ会議と更なる連携強化を図り、市民・事業者と一体となった施策を展開する。

(2) ごみ処理企画調査

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
11	家庭系一般廃棄物処理の有料化の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・住民説明会（3年間で市内全 32 地区実施予定）や出前講座等により、有料化制度や関連施策等について市民への周知を継続し、制度の定着に努める。 	平成 20 年度を目途にごみの減量化、排出量に応じた公平な負担、ごみに対する意識の変化などを目的として、家庭系一般廃棄物処理の有料化を導入する。
12	ごみ指定袋等の広告媒体としての活用等の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・他の自治体の状況を調査し、具体的な手法や費用対効果、実施の可能性等について研究する。 	平成 19 年度までにごみ処理費用の新たな財源として、ごみ指定袋等を広告媒体として活用することを検討する。

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
13	ごみ処理搬入手数料の見直し	・手数料改定は3年を目安としているため、今年度のごみ処理搬入手数料の改定の予定はない。	3年を目安として、受益者負担とごみ処理コストを考慮し、ごみ処理搬入手数料を改定する。
14	ごみ処理の効率化	・「一般廃棄物会計基準」に基づき、ごみ種別ごとのごみ処理コストを算出し、他の自治体と客観的に比較するとともに、経年変化を検証し、ごみ処理の効率化について検討する。	ごみ処理効率化のための計画を策定する。
15	処理困難物自主回収の要請	・処理困難物の適正処理について、構成市町村と協議し全国都市清掃会議を通じて国へ要請する。	販売業者等に対して、自ら販売した処理困難物の自主回収を要請する。
16	災害ごみ処理実施計画の策定	・全国都市清掃会議における標準モデル策定の動向を見据えてから、関係機関と協議し、「長野市地域防災計画」との整合を図り、災害ごみ処理実施計画及び災害対応マニュアルの策定作業を行う。	関係機関と協議し、17年度に「長野市地域防災計画」に基づき、災害ごみ処理実施計画を策定する。
17	災害ごみ処理について周辺自治体との協定の締結	・全国都市清掃会議において、災害時における応援要請手続き等の具体的な運用方法について検討する。	近隣市町村、中核市、関係団体との総合的な相互支援協定を締結する。
18	市民モニター制度の導入	・ごみ問題等に対し、必要な都度まちづくりアンケート等を活用し、広く市民の意見を反映させる。	ごみ問題に関する施策に広く市民の声を反映させるため、市民モニター制度を活用する。

(3) 不法投棄対策

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
19 重点	監視体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・環境部職員によるパトロール及び回収を強化するとともに、不法投棄対策特別チームによるパトロール及び回収業務委託を継続実施する。 ・市民及び地区役員に通報体制を周知するとともに、関係機関と連携して不法投棄を防止する。 ・不法投棄多発箇所へ監視カメラを設置する。 	市職員等によるパトロールを実施し、市民及び地区役員からの通報体制を整えるとともに、関係機関と連携して不法投棄を監視する。
20	不法投棄されにくい環境づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・不法投棄多発地帯へ監視カメラや看板、不法投棄防止ネットを設置する。 ・不法投棄物の通報に迅速に対応し、早期回収に努める。 	不法投棄多発地帯への看板や投棄防止ネット設置、不法投棄物の早期回収に努める。

(4) 生ごみ減量対策・地域内循環促進

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
21 重点	生ごみの自家処理の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・若里中央区における大型生ごみ処理機を活用した生ごみ共同処理モデル事業を継続し、地域内循環を目指した処理物の回収・活用システムについて事業検証を行う。 ・平成23年度を目標に、大型生ごみ処理機を活用した生ごみ共同処理モデル地区を1箇所拡大するため、地区選定等の所要準備を行う。 ・生ごみ自家処理機器購入費補助金制度を継続し、生ごみ自家処理の普及推進を図る。 ・段ボール箱を使用した生ごみ自家処理実践講座の回数を42回に拡充するとともに、対象を単身者や保育園等に拡大する。 ・段ボール箱による生ごみ自家処理で発生する処理物の活用方法を紹介するためガーデニング講座を2回開催する。 	生ごみ減量講座を開催するなど、生ごみの自家処理の推進を図る。
22	生ごみ減量アドバイザー等の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市報等で制度を周知し、団体等からの要請に基づき、生ごみ減量に関する学習会等へ生ごみ減量アドバイザーを派遣する。 ・アドバイザーの資質向上を目的とした研修会を4回開催する。 	地域の自治会、公民館、市民団体等へ生ごみ減量に関する学習会等の開催を促し、生ごみ減量アドバイザーを講師として派遣する。

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
23 重点	有機資源循環システムづくりの検討	<ul style="list-style-type: none"> ・一次生成物の回収を継続し、協力農家に堆肥として活用していただく。 ・住民自治協議会等、地域単位で取り組む地域内循環システム構築に向けて、技術的、人的な支援を行う。 	平成 21 年度までに関係機関と連携して、生ごみ等の有機資源や一次生成物の有効活用を検討する。
24	学校給食等の生ごみの資源化	<ul style="list-style-type: none"> ・給食センターから排出される生ごみの資源化処理を継続するとともに、生ごみの減量を図る。 	適正かつ安定的に資源化処理可能な方法が整備され次第、早急に給食センターの生ごみの資源化を実施する。
25	剪定枝等の資源化の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・剪定枝葉等の排出基準を明確にし、市報等により周知し、定着を図る。 	平成 19 年度までに剪定枝等について資源化を実施する。

(5) 資源回収推進

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
26	集団資源回収実施団体の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収実施団体へ報奨金を交付する。 ・資源物回収促進のため、リサイクルハウスを設置する団体に補助金を交付する。 ・資源回収ネットワーク情報紙を配布し、情報を提供する。 	集団資源回収実施団体へ報奨金を交付するなど支援を行う。
27	古紙以外の品目の回収促進	<ul style="list-style-type: none"> ・集団資源回収団体や回収事業者の意見を参考に、新たな回収品目を探るとともに、実施方法について検討を行う。 	平成 19 年度までに、布・ビン類等の古紙以外の品目の回収を促進する。
28	報奨金制度の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ・資源物の市況や資源回収事業者の意見を参考に、加算金額単価の見直しを行う。 ・集団資源回収団体や回収事業者と意見交換会を行い、現行制度の課題の洗い出しを行うとともに、報奨金単価や実施方法等制度に係わる事項について検討を行う。 	平成 19 年度までに労力に応じた報奨金とするなど、報奨金制度を見直す。

(6) 分別収集対策 家庭系

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
29 重点	わかりやすい啓発活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「ごみの出し方保存版(改訂版)」 ・「長野市ごみ減量ガイドブック(家庭編)」等を活用し、住民説明会(3年間で市内全32地区実施予定)や出前講座等、継続的に分別の徹底等について周知を図る。 ・マスメディアを活用し、分別の徹底等について周知を図る。 ・(仮称)ごみ通信を年4回発行、全戸配布し、ごみの排出状況や再生利用の状況などごみに関する情報を継続的に市民に発信する。 	内容や手段等を検討し、更にわかりやすい啓発活動に努める。
30	環境美化指導員等の研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・各地区住民自治協議会の環境担当部会等に働きかけ、市の施策を説明し啓発を図るとともに意見交換を行う。 	研修内容、研修会実施方法等を検討し、更に実践的な研修会の実施に努める。
31	家庭用ごみ減量マニュアルの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみの出し方保存版の次回改訂に向けて、他市の状況を調査する。 	平成19年度までにわかりやすく、無理なく継続的に実施できる家庭用ごみ減量マニュアルを作成する。
32	地域等への出前講座の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・地域や事業所の要請に応じて出前講座を実施するとともに、市民が関心をもちやすい講座テーマや内容にする等充実に努める。 	地域等の要請に応じて出前講座を実施するとともに、市民が関心をもちやすい講座テーマや内容にするなど充実に努める。
33 重点	分別指導の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ルール違反ごみを調査し、排出者が特定できた場合は個別指導を実施する。 ・ルールが守られない集積所は重点的に指導する。 ・10月をごみ分別強調月間と位置付け、各地区役員と協力し分別指導を行う。 	個別指導や分別指導の機会の拡大を図る。
34	区長会・環境美化連合会等との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会等と連携し、有料化制度の定着及び分別の徹底について周知を図る。 	区長会・環境美化連合会等と更なる連携強化を図り、分別指導を徹底する。
35	「その他古紙」収集方法の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・出前講座等において、その他古紙の分別について重点的に啓発を行う。 ・10月の分別強調月間において、その他古紙の分別をテーマとし、集積所用ポスター等でPRする。 	紙袋を利用した排出方法の周知を図り、「その他古紙」の資源化を推進する。

No.30の「環境美化指導員」及びNo.34の「区長会・環境美化連合会」については、「住民自治協議会」に修正

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
36	容器包装等の店頭回収の拡大	・サンデーサイクルでの回収品目等の拡大を図る。 ・新たに販売店等で拠点回収できる品目や回収場所を調査、研究する。	販売業者等に、容器包装類に加えて、蛍光灯等の店頭回収の拡大への協力を要請する。
37	簡易包装の推進	・ながの環境パートナーシップ会議との連携強化を図り、「プラスチック製容器包装材の使用削減等に関する申し合わせ書」の締結事業者の拡大を図り、市民への周知・協力を呼びかける。また、申し合わせ書に基づく定期報告の検証結果を踏まえ、より効果的な対策を検討、実施する。	簡易包装の推進のため、製造・販売・流通段階での発生抑制への業種に見合った配慮を要請するとともに、消費段階での消費者の意識改革に努める。
38	サンデーサイクルの拠点増加の検討	・サンデーサイクル会場の増設を進め、資源物排出機会の拡大を図る。 ・スーパー以外の開催場所について調査、検討する。	平成20年度までに資源物収集をより効果的にするために、サンデーサイクルの拠点を増やす。

(7) 分別収集対策 事業系

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
39	減量計画書による計画的取り組みの促進	・事業ごみ多量排出事業所から提出された減量計画書を確認し、減量等の指導を行う。	減量計画書の有効活用を図り、計画的な事業ごみの減量・資源化への取り組みを促進する。
40 重点	多量排出事業所への立ち入り指導の実施	・多量排出事業所への立ち入り調査を継続実施することで、排出状況を把握し、再資源化への具体的な指導を行う。	・多量排出事業所への立ち入り指導を実施し、事業ごみの現状を把握するとともに、減量に向けた具体的指導を行う。
41	自己処理責任による処理の徹底	・事業所の責任において適正処理し、ごみの減量と再資源化に取り組むよう指導を実施する。	指導方法等を検討し、自己処理責任による処理が更に徹底されるように努める。
42	事業所用ごみ減量マニュアルの作成	・事業ごみ減量マニュアルの次回改訂に向けて、他市の状況を調査する。	平成19年度までに業種に応じた取り組みを紹介した、わかりやすく、無理なく継続的に実施できる事業所用ごみ減量マニュアルを作成する。
43	事業者からの相談対応の充実・情報提供	・「事業ごみの分け方・出し方」や「事業ごみ減量マニュアル」等のパンフレットを活用し、事業ごみ等に関する相談対応の充実を図る。	平成19年度までに、事業者に対する相談対応や情報提供の充実を図る。

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
44	優良事業者 顕彰制度の 検討	・県の「循環型社会形成功労者表彰 制度」を活用する。	事業ごみの減量・資源化効果 の大きい事業者の顕彰制度 の導入を検討する。
45	事業系有機 性廃棄物(事 業系生ごみ) の資源化の 促進	・食品関連事業所の現状確認調査・ 指導により、事業系生ごみの資源化 の促進を図る。	きめ細かな情報提供を行う など、事業系有機性廃棄物の 資源化を促進する。
46 重点	事業所での 紙類の可燃 ごみへの混 入防止策の 検討	・多量排出事業所立ち入り調査やな がのエコ・サークル認定調査を通じ て、紙類の分別を周知徹底する。 ・商工団体や古紙再生事業者と連携 し、紙類の資源化について啓発活動 を実施する。	平成 19 年度までに紙類の可 燃ごみへの混入防止策を決 定し、紙類の再資源化を推進 する。
47 重点	機密文書再 資源化への 誘導	・事業ごみ減量マニュアルを活用 し、機密文書リサイクルについてP Rし、現状確認調査等で再資源化へ 誘導する。 ・清掃センターと連携し、機密書類 を可燃ごみとして搬入する事業所 に対し周知を図り、再資源化へ誘導 する。	機密文書の資源化方法等を 周知するとともに、平成 20 年度までに機密文書を資源 化処理する仕組みをつくる。
48	オフィス町 内会等での 紙類の再資 源化システ ム構築への 誘導	・再資源化システムの構築に向け調 査、研究する。	平成 21 年度までに、地域や 業種ごとの連携によるオフ イス町内会等の新たな再資 源化システムの構築を図る。
49	新たな資源 化ルートの 構築	・事業ごみ減量計画書、処理実績報 告書の提出等を通じて、適正処理さ れるかなどを考慮した上で、処理業 者を許可し、新たな資源化ルートの 構築を図る。	市ごみ処理施設で資源化処 理できない品目について、適 正処理されるかなどを考慮 した上で、処理業者を許可 し、新たな資源化ルートの構 築を図る。
50	市内官公庁 における分 別の徹底及 び再資源化 の推進	・事業ごみ減量計画書の提出等を通 じて、可燃ごみへ混入されている紙 類の分別の徹底・資源化を更に推進 する。	平成 18 年度からマニュアル の普及を図り、市内官公庁 に、他の事業者の見本となる ように、率先して分別の徹底 及び資源化を更に推進する ように要請する。

(8) ごみ集積所管理

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
51	環境美化に配慮したごみ集積所設置の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・環境美化に配慮した集積所の設置等に対して補助金を交付する等支援を行う。 ・中心市街地活性化基本計画及び中央通り歩行者優先道路化事業の整備スケジュールに合わせ、地元区と調整を図りながらごみ集積所の設置を含めた看板や収集用品の管理方法等を検討する。 	野天型の集積所が環境美化に配慮したものとなるようにモデル事業を実施するとともに、平成19年度から環境美化に配慮した集積所の設置等に対する支援の拡充を図る。

(9) ごみ収集運搬

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
52	収集運搬業者の研修会の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・新規許可希望事業者及び許可更新事業者に対する講習会を行う。 ・より業務の実態に合わせ、収集運搬業者の資質向上に資するよう、講習及び研修内容を検討する。 	研修方法等を検討し、平成19年度から収集運搬業者の研修会を増やす。
53	収集方法等の変更の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・収集効率の向上を図るため、収集方法、エリアなどについて、調査・検討する。 	平成19年度までに収集体制について、費用対効果等を勘案しながら検討し、今後の収集体制の方針を定める。
54	高齢者等に対する収集体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ集積所への排出が困難な高齢者等の世帯への対応について、住民自治協議会や社会福祉協議会と連携し、地域内の課題として取り組めるよう研究する。 ・地区や既存のサービスでは対応できないケースについて、他市の状況を参考に解決策を調査・研究する。 	平成20年度までにごみ集積所への排出が困難な高齢者等の世帯への対応の方針を、地区の声を聞きながら決定する。
55	低公害な車両の導入	<ul style="list-style-type: none"> ・低公害車導入の可能性について研究するとともに、廃食用油の積極的な回収に努める。 	平成19年度までに収集・運搬における環境負荷の低減を図るため、天然ガス・バイオディーゼル使用車等の低公害な車両の導入計画を策定する。

(10) リサイクル啓発

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
56	リフレッシュプラザの利用拡大	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル関連イベント、リサイクル講座・展示会やリサイクル情報の発信等の充実を図るとともに、利用拡大に努める。 	リサイクル関連イベント・講座内容や利用方法等の検討を行い、利用拡大に努める。

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
57	再使用・長期使用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・長野市リフレッシュプラザで不用品交換や提供の場を活用し、再使用や長期使用を推進する。 ・他事例等を調査・研究し利用機会の拡大を図る。 	長野市リフレッシュプラザやリサイクルショップ等の活用により再使用を推進するとともに、修理サービスの情報提供や利用機会の拡大を図り長期使用を推進する。

(11) ごみ処理施設管理運営

番号	具体的施策	22年度の計画	全体計画
58 重点	搬入時の分別指導の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入検査の実施に併せて、監視体制を強化し、分別を徹底する。 ・リサイクル可能な紙類については、再資源化へ誘導する。 	分別指導を強化し、事業ごみの減量・資源化を促進する。
59 重点	搬入検査体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・搬入内容物の検査を不定期で実施し、不適正物搬入の防止を図る。 ・不適正搬入等に対する罰則規定の制定について、他の中核市の状況を調査し、導入について検討する。 	搬入検査体制の強化を図る等、市ごみ処理施設への不適正搬入防止に努める。
60	安全で安定的な処理の継続実施	<ul style="list-style-type: none"> ・焼却施設、資源化施設、最終処分場施設について計画的な整備を実施する。 ・損傷の激しい旗形管について3ヶ年計画で更新を行う。 	市ごみ処理施設で、ごみの安全で安定的な処理を行う。
61	環境調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・清掃センター周辺3地点で、有害大気汚染物質等25項目について年4回の環境調査を行う。 ・測定結果については、迅速に公表する。 	市ごみ処理施設及び周辺地域の環境調査を行い、積極的に測定結果を公表する。
62	ごみ処理施設周辺環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺環境の整備を行い、景観の維持に努める。 	市ごみ処理施設の緑化等、周辺環境の整備を行う。
63	処理困難物受け入れ体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・市報等を活用し、制度の周知を図る。 	不法投棄未然防止、市民サービス向上のため、ストックヤードで指定廃棄物の受け入れを行うとともに、受入日などについて検討しつつ、利便性の向上を図る。